

## 緊急初動班設置要領

この要領は、岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）で設置することとした緊急初動班に関して、その組織、任務等について定める。

### 1 緊急初動班の主旨

緊急初動班は、勤務時間外における地震発生（県内で震度4以上の地震を観測した場合）に直ちに対応できる初動体制の確立のために設置するものである。

### 2 組織

- (1) 緊急初動班は、知事部局、企業局、教育長の本庁及び出先機関で組織する。
- (2) 緊急初動班に総括班、情報収集班及び通信管理班を置く。

	本 庁	出 先 機 関
統括班	危機管理課及び消防保安課の班員	県民局の班員 責任者は地域政策部の班員
情報収集班	知事部局（危機管理課、消防保安課、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、保健福祉部、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局）、企業局、教育庁の班員	県民局、地域事務所、水島港湾事務所、発電所、工業用水道事務所、教育事務所の班員
通信管理班	財産活用課及び危機管理課の班員（応援のため派遣要請する職員を含む。）	—

### 3 任務

	本 庁	出 先 機 関
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急初動班の総括</li> <li>・ 被害状況等のとりまとめ</li> <li>・ 知事等への報告</li> <li>・ 国（消防庁ほか関係省庁）への報告</li> <li>・ 応急対応部所び関係機関への連絡</li> <li>・ 状況に応じ、上位体制への移行準備</li> <li>・ 報道機関への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民局管内の被害状況のとりまとめ</li> <li>・ 県民局長等への報告</li> <li>・ 本庁への報告</li> <li>・ 応急対応部所及び関係機関への連絡</li> <li>・ 状況に応じ、上位体制への移行準備</li> <li>・ 報道機関への対応</li> </ul>
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集の主な対象範囲は次のとおり。                人的被害、建築物の被害状況                主な公共（公共的）施設の被害状況</li> <li>・ 別紙の「情報収集・連絡体制（概要）」により、関係機関から被害状況について、それぞれ情報収集し統括班等に報告する。</li> <li>・ 場合によっては、参集途中の被害状況を直ちに本庁統括班に連絡する。</li> </ul>	
通信管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線等の通信施設の機能維持及び調整をする。</li> <li>・ 非常体制へ移行する場合の災害対策本部室の通信手段を確保する。</li> <li>・ 地震（津波）情報を取りまとめ、その情報を市町村等へ連絡する。</li> </ul>	

### 4 班員

#### (1) 班員の指名

ア 班員は、原則として勤務課所から5 km以内に居住する職員の中から、部局長がそれぞれ毎年度指名する。

イ 班員の基準人数は、部局ごとにそれぞれ別表のとおりとする。

ウ 各部局は班員の指名名簿を危機管理課に報告するとともに、参集者名簿（様式3）に班員を含む全職員の所属、職名、氏名を記入し、常備するものとする。

(2) 班員の参集

- ア 班員は、勤務時間外に、放送（テレビ、ラジオ）や防災情報メールで震度4以上の地震情報を知った場合には1次班が、震度5弱以上の場合は1次班に加え2次班が勤務課所へ自主参集する。
- イ 班員は、交通機関の途絶（不通）、道路状況等により勤務課所へ登庁できない場合には、居住地に近接した参集可能な県民局等へ参集のうえ、班長又は所属長にその旨を報告し、指示を受ける。
- ウ 県外での地震については、必要に応じ危機管理課職員が登庁し、災害時の相互応援協定等に基づく対応を図る。

5 班員の訓練

班員の参集、情報収集等の訓練は毎年度実施するものとする。

○別表（緊急初動班の人数）

< 本 庁 >

区 分	部局別	人 数	
		1次	2次
統括班	危機管理課 消防保安課	6	6
情 報 収集班	危機管理課 消防保安課	5	6
	総合政策局	2	1
	総 務 部	2	4
	県民生活部	3	2
	環境文化部	4	2
	保健福祉部	5	3
	産業労働部	5	2
	農林水産部	7	2
	土 木 部	6	2
	出 納 局	2	1
	企 業 局	2	1
	教 育 庁	2	5
	小 計	45	31
	通 信 管理班	財産活用課	3
危機管理課		2	2
計		56	39
		95	

< 出 先 機 関 >

区 分	部 局 別	人 数			
		1 次		2 次	
		部局 単 位数 人数	延 人数	部局 単 位数 人数	延 人数
総括班	県 民 局	8	24	5	15
		10	30	10	30
情 報 収集班	県 民 局				
	地域事務所	3~4	18~24	3~4	18~24
	発電総合管理事務所		1		1
	工業用水道事務所		1		1
計		—		—	